

令和7年度県産オリーブトップブランド普及啓発事業委託業務仕様書

1 趣 旨

香川県では、オリーブの栽培面積の拡大や栽培技術の省力化、新商品開発、販路開拓に加え、香川県独自のオリーブオイルの品質表示制度を創設するなど、香川県産オリーブのブランド化を図りながらオリーブ産業の総合的な発展に向けた取組みを進めている。

当該業務については、県内外の消費者に、香川県がオリーブのトップブランドであることを意識づけるため、プレミアム基準商品の消費拡大キャンペーンを実施するとともに、新品種をはじめとする県産オリーブ商品のプロモーションを実施するものである。

2 主催者（委託者）

かがわ農産物流通消費推進協議会 会長 早川茂

3 業務内容

1) 県産エキストラバージンオリーブオイル消費拡大キャンペーンの実施

県産エキストラバージンオリーブオイルのうち、かがわオリーブオイル品質表示制度及び、プレミアム基準の商品を県内外の消費者にPRし認知度向上を図るとともに、小売店等で消費拡大キャンペーンを実施し、プレミアム基準の商品の消費拡大が図れるようなキャンペーンを立案・実施する。また、本キャンペーンに参加した消費者に対して、抽選で賞品を付与する。

（1）キャンペーンの概要

- ①対象期間：令和7年12月～令和8年2月
- ②対象商品：県産エキストラバージンオリーブオイルのうち、かがわオリーブオイル品質表示制度のプレミアム基準の商品
- ③対象店舗：認定製造事業者37社の店舗及び通販サイトの他、県産オリーブオイル販売店
- ④応募方法及び賞品：対象商品を購入して応募を行った消費者の中から抽選を行い、当選者に県産品3種類程度の中からランダムに1種類を付与。

（2）実施内容

- ①キャンペーンの企画立案・参加者募集・応募者集計、商品発送
 - i) 賞品の応募方法：県内外の消費者をターゲットに、プレミアム基準の商品の購入を促す企画を立案し、実施する。広く参加が促されるような応募条件・応募方法を設けるものとし、事務局と協議の上で決定する。また、キャンペーン期間中に、対象店舗で対象商品を購入したことが確認できる応募方法とする。
 - ii) 賞品詳細：県産品3種類程度（オリーブ関連商品、さぬき讃シリーズの農産物、さぬき米、さぬきの夢関連商品から選択すること）の中からランダムに1種類を付与する。賞品予算を10万円(税込)とする。
※賞品購入費、送料は委託料に含む。景品表示法に抵触しないこと。
 - iii) キャンペーンの周知：SNS等を活用してキャンペーンの内容等を広く消費者等に広報する提案を行い、実施すること。参加店舗に設置するPR資材の作製は必須とする。
 - iv) キャンペーン参加者等からの問い合わせ対応：キャンペーン運営事務局として、キャンペーン参加者からの問い合わせへの対応を行うものとする。
- ②キャンペーンの企画・運営

i) 参加店連絡調整

- ・キャンペーン実施要領等の説明用資料を作製し、認定製造事業者への募集案内及び参加案内を行うとともに、実施期間中の連絡調整を行う。
- ・参加店舗に対し、作製する広報資材を消費者の目につきやすい所に設置してもらうなど、キャンペーンの広報にも理解・協力していただけるよう働きかけを行う。あわせて、広報資材のデータを提供し、自主的な資材作製を依頼する。
- ・認定製造事業者及び店舗のキャンペーンへの参加料は無料とすること。

(3) キャンペーン結果の集計・分析

キャンペーン期間中の対象商品の売上額をはじめ、キャンペーン参加者の情報等の集計を行うものとし、年代ごとに好まれる商品（または店舗）や多く選ばれた商品（または店舗）等の分析を行い、集計データを提供するものとする。

2) 県産エキストラバージンオリーブオイルのプロモーションの実施

県産エキストラバージンオリーブオイルの特長や利用方法についてのPR動画の放映などを通して県産エキストラバージンオリーブオイルの認知度向上を図り、消費拡大につなげる。

(1) 県産エキストラバージンオリーブオイルのPR動画の放映

県が作成しているPR動画を人通りの多い場所やSNSで放映することで認知度向上を図る。

- ①実施期間：令和7年11月以降、1か月間以上実施
- ②放映場所：商店街など人通りの多い場所やSNS、オリーブ商品を取り扱っている場所など
- ③PR動画：県が作成している3種類の動画の中から1つ以上選択し放映する。

動画サンプルは <https://www.pref.kagawa.lg.jp/seiryu/olive/20231212prdouga.html> を参照

(2) プロモーションの効果の検証

PR動画の視聴者数等プロモーションの効果の検証を行うこととする。

3) インバウンド向けプロモーションの独自提案

香川県産オリーブの新漬け及びオリーブオイルのプロモーションをインバウンド向けに行う独自提案をするものとする。

なお、今年度、協議会にて日英版のオリーブの新漬け及びオイルのチラシを作成予定である。

4 留意事項

- (1) 受託者は、業務着手前に業務行程表を作製し、委託者に提出すること。
- (2) 業務の詳細な内容については、委託者と協議して実施すること。本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度、委託者と協議すること。
- (3) 業務の実施に伴い必要となる物品等については、委託金額に含むものとする。
- (4) 業務終了後に事業効果の評価・分析を行い、報告書を作製し、提出すること。
- (5) 委託料の支払いは、報告書提出後の完了払いとする。
- (6) 本業務の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は委託者に帰属するものとし、必要に応じて制作物

を受領した後に増刷できるものとする。

- (7) 受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (8) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡したうえで、成果物等を協議会に引き渡すものとする。委託者及び委託者の指定する者は、この成果物に係るアイディア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、委託者が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (9) 他者が製作した印刷物などから、写真、イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることのないよう受託者において必要な手続きをとること。
- (10) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (11) 本事業の企画提案、実施過程で知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。